

「建設分野の特定技能外国人 安全安心受入宣言」 要旨

◆目的

- ✓ ①出入国管理法改正、②国土交通大臣による受入計画の認定制度、③（一社）建設技能人材機構の創設、④業界共通行動規範の策定等により、適正かつ円滑に特定技能外国人を受け入れる枠組みは整備
- ✓ 日建連は、会員企業の現場において、これらのルールを徹底するとともに、独自の上乘セルールを作成し、より高いレベルで特定技能外国人が安全に、かつ処遇面を含めて安心して働ける現場環境を用意し、「優秀な外国人に選ばれる建設現場」を目指す。

◆構成

- ✓ 「安全安心受入宣言」は「宣言」とその具体的な取組内容である「受入に関する方針」から構成
- ✓ 受入方針には、各項目毎に、留意事項や取組例を付記し、会員会社が具体的な取組を実施しやすいよう配慮

特定技能外国人 安全安心受入宣言

- ①建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録情報の確認等による不法就労外国人の排除
- ②日本語能力の確認・母国語の活用・共通デザインの安全看板の活用等による現場の安全の確保
- ③同等の技能を有する日本人と同等以上の待遇を行う等安心して働ける労働環境の確保

特定技能外国人の建設現場への受入に関する方針

受入宣言を実現するために、会員各社は自ら又は協力会社の協力の下に、以下の取組の実施を図る

①不法就労の排除

- 受入計画認定の確認
- CCUSの現場登録、技能者登録・事業者登録の確認
- CCUS登録内容の時点修正の確認
- 現場における本人確認

②現場の安全確保

- 常時の日本語教育・安全教育
- 現場における指示の徹底
- 外国人が理解しやすい安全看板の採用

③安心できる処遇

- 適正な賃金・社会保険の加入
- 相談を受けた際の対応
- 違反企業への対応
- 差別行為等の排除

「特定技能外国人の建設現場への受入に関する方針」 要旨

①不法就労の排除

- ❑ 受入計画認可済みの受入企業であることを現場入場届け出書添付書類にて確認
- ❑ CCUSの現場登録
- ❑ 在留資格に係るCCUS登録情報を一定期間以内にチェック ← 受入企業を指導
(例) 新規入場時に1年以内のCCUS登録データのチェック済みを確認、協力会社等に年1回のチェックを要請
- ❑ 受入企業に在留カードの偽造対策を徹底
(例) 在留カードについてICデータ読取による確認を推奨 (別紙参照)
- ❑ 特定技能外国人がCCUSカードを常時携行・適宜提示を指導
(例) 通門・朝礼時のチェック

②現場の安全確保

- ❑ 特定技能外国人に対する適切な日本語教育及び安全教育の実施を受入企業へ要請
- ❑ 特定技能外国人が安全・衛生に係る指示・注意を理解しているかの確認、必要に応じて母国語等で指示・注意する体制構築
(例) 音声翻訳端末・アプリケーションの活用の推奨、二か国語のパンフレットの活用 (別紙参照)
- ❑ 外国人にも理解しやすいデザインの看板、サインの採用を推進、必要に応じて適切な言語の併記等
(例) 看板、サインについては、建設業労働災害防止協会において公表予定のものを推奨 (別紙参照)

③安心できる処遇

- ❑ CCUSの活用等により、適切な社会保険の加入を確認
- ❑ 下請企業に対し、特定技能外国人の賃金等の処遇が同等技能を有する日本人と同等以上となることの徹底を要請、新規入場時に確認
(例) チェック項目を設けた契約書類、提出書類で確認
- ❑ 特定技能外国人から相談を受けた場合、(一財)国際建設技能振興機構(FITS)の相談窓口を紹介
- ❑ 巡回指導で重大な改善指導事項があった受入下請企業に対し、改善がなされるまで必要な措置
(例) FITSと連携して対応
- ❑ ルールを遵守している企業に対して、正当な理由がある場合を除き、外国人材の現場入場を妨げない

「安全安心受入宣言」「受入に関する方針」の位置付け

日建連会員企業の現場では、より高いレベルで安全・安心を確保

